

みんなの森林づくりプロジェクト推進事業実施要綱

（趣旨）

- 第1 郷土の森林づくりや緑化活動を展開する森林所有者、地域住民、自治会等の地域の実情に応じた任意団体等（以下「活動組織」という。）が、自主的かつ主体的に取り組む植林や森林整備などの森林づくり活動、環境緑化活動を通じ、県民が広く参加する森林整備活動の育成推進を図るため、県は、活動組織が森林の有する多面的機能を発揮させるための保全活動及び山村地域の活性化に資する取組に対して支援する「みんなの森林づくりプロジェクト推進事業」（以下「本事業」という。）を実施する。
- 2 本事業は、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日29林政政第893号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付等要綱」という。）に基づき森林・山村多面的機能発揮対策を実施するものとする。

（基本的な考え方）

- 第2 地域協働による森林及び山村の環境・資源の保全活動は、森林の有する多面的機能の適切かつ十分な発揮につながるものであるため、本事業による取組の推進に当たっては、地域の実情を十分に踏まえつつ、森林所有者をはじめ、地域住民や都市住民等のできるだけ多様な主体の参画が得られるよう取り組むなど、県民の理解の増進に努めるものとする。
- 2 本事業による取組の推進に当たっては、県及び市町村並びに関係団体等が適切に役割分担を行い、相互に連携を図る必要がある。
- 特に、本事業が地域の多様な実態を反映し、その推進に当たりそれぞれの地域が創造性を発揮するためには、県及び市町村の役割が重要であり、県及び市町村が一体となって緊密な連携の下に本事業を推進するものとする。

（本事業の構成）

- 第3 本事業は、国交付等要綱に基づく国の交付金を活用し、別途定める規程による地方公共団体の交付金と合わせて実施するものとし、その事業実施主体及び交付率等は県が別に定めるものとする。

みんなの森林づくりプロジェクト対策交付金

本事業により、活動組織が行う取組に対し交付金を交付するもの。

（実施期間）

- 第4 令和7年度から令和11年度までとする。

(本事業の適正な執行の確保)

第5 県は、事業主体による事業実施について、総括的な指導等を行うとともに、本事業の効果的かつ適正な推進を図るため、関係機関及び学識経験者等との密接な連携による推進体制の整備を図り、本事業に係る事業の実施促進についての指導に当たるものとする。

2 市町村長は、本事業により活動組織が行う取組に対し、その有効性を確認するなどし指導を行うとともに、活動に必要な支援に当たるものとする。

(その他)

第6 本事業に係る事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、県が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年6月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月30日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月12日から施行する。